

# 生活経済学会表彰規程

## (目的及び名称)

第 1 条 生活経済学会は、会則第 4 条第 4 項に基づき、「生活経済学会特別功績賞」、「生活経済学会賞」、「生活経済学会推薦図書賞」及び「生活経済学会奨励賞」を設け、生活経済学の分野において優れた業績を挙げた会員に対して表彰を行う。

## (生活経済学会特別功績賞)

第 2 条 「生活経済学会特別功績賞」(以下「特別功績賞」という。)は、本学会の発展に特に顕著な功績・功勞のあった会員に対して授与する。

## (生活経済学会賞)

第 3 条 「生活経済学会賞」(以下「学会賞」という。)は、本学会に 3 年以上継続して在籍している会員による特に優れた研究業績に対して原則として 1 件授与する。

## (生活経済学会推薦図書賞)

第 4 条 「生活経済学会推薦図書賞」(以下「推薦図書賞」という。)は、本学会に 3 年以上継続して在籍している会員による優れた研究業績に対して若干件授与する。

## (生活経済学会奨励賞)

第 5 条 「生活経済学会奨励賞」(以下「奨励賞」という。)は、本学会に 1 年以上継続して在籍し、今後一層の発展が期待される 45 歳以下の会員による優秀な研究業績に対して原則として 2 件授与する。

2 生活経済学会誌「生活経済学研究」に 2 編(いずれも筆頭著者)の論文掲載を有する者は、第 10 条の規定にかかわらず、奨励賞の受賞対象候補者に推挙されるものとする。

## (審査の対象)

第 6 条 学会賞、推薦図書賞及び奨励賞の審査の対象となる研究業績は、表彰を行う前年の 9 月末日に至るまでの過去数年間に公刊された特に優れた著書又は論文とする。

## (表 彰)

第 7 条 会員に対する表彰は全国大会の総会時に行い、賞状及び記念品を授与する。

## (選考委員会の設置)

第 8 条 特別功績賞、学会賞、推薦図書賞及び奨励賞の選考のため、次により選考委員会を設ける。

- (1) 選考委員は担当理事会の議を経て会長が委嘱し、委員長は副会長の内 1 名が務める。
- (2) 選考委員は委員長を含め、原則として 5 名とし、その内 1 名は総務担当理事とする。
- (3) 選考委員の任期は、2 年とする。
- (4) 第 1 号の委員の委嘱は、原則として毎年半数について行うものとする。
- (5) 選考委員会は選考のため必要に応じて、会員又は会員外から、応募者の研究分野における業績評価及び生活経済学との関わりについて意見を聞くことができる。

## (審査結果)

第 9 条 選考委員会は、次により受賞者の選考結果を報告しなければならない。

- (1) 選考委員会は、定められた期日までに特別功績賞、学会賞、推薦図書賞及び奨励賞の候補者を選考し、その経過と選考理由を付して会長に報告する。
- (2) 会長は、選考委員会の報告を担当理事会に諮り、それぞれ出席理事の過半数の賛成を得た研究業績について、当該研究業績を挙げた会員を特別功績賞、学会賞、推薦図書賞及び奨励賞の受賞者と決定し、理事会に報告する。

(会員による推薦)

第 10 条 各賞の候補者の推薦は、次による。

- (1) 特別功績賞の候補者の推薦は第 2 号によるものとし、学会賞、推薦図書賞及び奨励賞の候補者の推薦は会員の自薦、他薦とする。
- (2) 理事は、第 4 号により、特別功績賞の候補者を推薦することができる。
- (3) 会員は、第 4 号により、学会賞、推薦図書賞及び奨励賞の候補者を推薦することができる。
- (4) 候補者を推薦しようとする者は、毎年、9 月末日までに授賞候補者の氏名、所属機関、略歴、対象となる功績・功労若しくは特に優れた著書又は論文の名称、推薦者、推薦理由を添付して選考委員長に提出しなければならない。

なお、学会賞、推薦図書賞及び奨励賞にあつては、研究分野における業績評価及び生活経済学との関わりを添付する。

自薦の場合もこれに準ずるものとする。

(規程の改廃)

第 11 条 本規程の改廃については、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程に関する細則は別に定める。

(施行期日)

- 2 この規程は、2007 年度の総会において承認された日をもって施行する。

※ 2004 年 6 月 12 日 一部改正

※ 2006 年 6 月 10 日 一部改正

※ 2007 年 4 月 21 日 一部改正

# 「生活経済学会表彰規程」に関する細則

**第 1 条** 受賞者については、該当がない場合もあり得る。

**第 2 条** 規程第 3 条、第 4 条及び第 5 条における在籍期間は、第 6 条に規定する表彰を行う前年の 9 月末日を換算の基準日とする。

**第 3 条** 規程第 5 条における 4 5 歳以下の会員とは、第 6 条に規定する表彰を行う前年の 9 月末日を換算の基準日とする。

**第 4 条** 規程第 6 条における審査の対象とする研究業績には、次のものを含む。

(1) 単独受賞の業績の場合

ア シリーズを完結した著書又は論文

ただし、当該著書又は論文すべてを審査の対象とする。

イ 共同執筆による著書又は論文

ただし、当該執筆者の執筆箇所が、目次等で、一見して判別できる場合に限りその著書又は論文のみ審査の対象とする。

(2) 共同受賞の業績の場合

ア 特に優れた業績については、第 4 条第 1 号のイの条件を充足しない共同執筆を認める。

イ その際、第 4 条第 1 号のアも含める。

ウ 第 4 条第 1 号のア及びイの審査対象業績は、原則として 5 名までの共同研究とし、半数以上は会員であることを要件とする。

エ 共同受賞は、会員のみを受賞者とする。

オ 共同研究者に含まれる会員で在籍年数の要件を充足していない者については、受賞者としてしない。

カ 奨励賞については、全員が年齢要件を充足するものとする。

(3) 推薦図書賞の業績の特例

推薦図書賞については、前 2 号によるものの他、学会賞に準ずる完成度を持つ研究業績、もしくは生活経済学の啓発・教育または学術研究発展への貢献が大きいと評価される研究業績を審査の対象とする。

**第 5 条** 規程第 6 条における「過去数年間」とは、原則として過去 3 年間とする。

**第 6 条** 規程第 9 条における定められた期日とは、毎年 3 月に開催される担当理事会までとする。

**第 7 条** 審査の経過等選考に関する内容については、表彰の際、選考委員長から公表するものとする。

**第 8 条** 選考委員は、生活経済学会賞・生活経済学会推薦図書賞・生活経済学会奨励賞の受賞者及び推薦者とはしない。

ただし、選考委員会は、合議により、会員推薦による候補者以外の候補者の研究業績であっても審査の対象とすることができる。

**第 9 条** 選考委員の氏名は、会員に公表する。

※ 2004年6月12日 一部改正

※ 2006年6月10日 一部改正

※ 2007年4月21日 一部改正